

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	中国財務局長
【氏名又は名称】	株式会社足利興産 代表取締役社長 足利句美子
【住所又は本店所在地】	広島県広島市中区白島北町3番14号
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成30年9月10日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社あじかん
証券コード	2907
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	株式会社足利興産
住所又は本店所在地	広島県広島市中区白島北町3番14号
事務上の連絡先及び担当者名	兒玉法律事務所 弁護士 兒玉浩生
電話番号	082-227-2200

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	足利句美子
住所又は本店所在地	広島県広島市東区戸坂
事務上の連絡先及び担当者名	兒玉法律事務所 弁護士 兒玉浩生
電話番号	082-227-2200

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 No.4
訂正される報告書の報告義務発生日	平成30年8月6日
訂正箇所	下記参照

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	1,230,977
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	1,230,977

当社が保有する株式は、全て発行者の創業者である足利政春から売買により取得したものであり、その売買代金は足利政春からの貸付金を原資としております。

平成2年12月1日以降では、平成20年12月5日付の売買契約により代金481,084,760円にて800,000株を、平成23年8月31日付の売買契約により代金654,116,260円にて934,000株を取得しております。

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	1,180,457
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	1,180,457

当社が保有する株式は、全て発行者の創業者である足利政春から売買により取得したものであり、その売買代金は足利政春からの貸付金を原資としております。

平成2年12月1日以降では、平成20年12月5日付の売買契約により代金481,084,760円にて800,000株を、平成23年8月31日付の売買契約により代金654,116,260円にて934,000株を取得しております。

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(7)【保有株券等の取得資金】

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
足利政春	個人		広島市東区	2	1,230,977

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(7)【保有株券等の取得資金】

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
足利政春	個人		広島市東区	2	1,180,457